

農地集約化促進簡易整備事業

地域計画の策定地域において
農地の簡易な整備をする農業者の方を支援します！

事業のポイント

- ★農業者お一人でも取り組むことができます。
- ★農作業しやすい農地へ条件整備できます。
- ★農業者の多様なニーズに応える簡易な整備が可能です。
- ★自己施工も補助対象です。(人件費可)
- ★国庫事業「農地耕作条件改善事業」の対象にならない小規模で簡易な整備が補助対象です。(上限：総事業費200万円未満の整備)

予算要求中

補助対象

- ◆ 事業実施主体：市町村
- ◆ 助成対象者
地域計画(目標地図)に農業を担う者として位置づけられた農業者(耕作者の方が対象です。)

主な交付要件

- ・農地の集約化に取り組むこと
- ・新たに農地を集積し、農地中間管理機構を通じた農地貸借をすること
- ・農地の所有者の同意を得ていること

補助率

事業費の1/2または
10万円/10a のいずれか低い額
(農地耕作条件改善事業の助成単価以下)

補助対象事業(例)

- ・田、畑の区域拡大
- ・畦畔除去、緩傾斜化、法面整形
- ・排水対策等(明渠排水、暗渠排水)
- ・雑物除去(果樹棚、老木等)
- ・農作業道の整備など

県民局農業振興課を通じて、市町村に要望調査を実施します。
[事業内容は概ねR7事業を基本としますが、一部変更の可能性はあります。]

【採択のポイント】 ※R8実施要領等の改正により、変更の可能性がります。

- ※ 事業対象農地は新たに助成対象者に集積された農地です。
- ※ R8事業においては、R8.2月(県の要望調査開始日)からR9年度までに、機構を介して助成対象者に集積された農地が「新たに集積された農地」として事業対象となります。
- ※ 新たに集積する農地を含んで一体的な整備をすることで事業効果が発現する場合は、助成対象者がすでに権利を有する農地(既存農地)を事業対象とすることも可能ですが、事業対象農地の2割以上は新たに集積された農地としてください。